

# 「モバイル通信ネットワーク環境整備事業」説明会

- 1 事業内容説明
- 2 質疑応答
- 3 その他

令和5年6月21日  
東京都デジタルサービス局

# 「モバイル通信ネットワーク環境整備事業」 説明会

# モバイル通信ネットワーク環境整備事業（事業概要）

**説明** 携帯電話のアンテナ基地局を設置し、電波の届かない地域を減らす取組への補助金

事業概要	(1) 通信困難地域解消等に向けた計画策定支援事業	(2) 携帯電話等エリア整備事業									
補助対象	・今後「携帯電話等エリア整備事業」を活用することを前提に、整備計画を策定する場合に補助	・令和5年度に、国が実施する「携帯電話等エリア整備事業」を活用して、基地局施設（鉄塔等）を整備する場合に補助									
補助金額	・町村負担分を補助（1町村1件） 補助上限 3千万円/件	・町村負担分を補助（1町村1件） 補助上限 10千万円/件									
補助割合	・計画策定	・基地局施設整備事業									
R5年度	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">都 10/10</td> </tr> </table>	都 10/10	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(通信事業者1社参画)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(通信事業者複数社参画)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国 1/2</td> <td style="text-align: center;">都 1/2</td> <td style="text-align: center;">国 2/3</td> <td style="text-align: center;">都 1/3</td> </tr> </table>	(通信事業者1社参画)		(通信事業者複数社参画)		国 1/2	都 1/2	国 2/3	都 1/3
都 10/10											
(通信事業者1社参画)		(通信事業者複数社参画)									
国 1/2	都 1/2	国 2/3	都 1/3								



整備をこれから予定される町村は（1）、既に整備予定がある町村は（2）を選択可能です。

# モバイル通信ネットワーク環境整備事業（補助対象事業）

■「携帯電話等エリア整備事業」で補助対象となる事業は以下の2つです。

## ① 携帯電話等施設整備事業

全通信事業者※の電波が圏外の地域 ⇒ 3G/4G/5Gエリア化

## ② 携帯電話等施設高度化事業

全通信事業者※が5G非対応の地域 ⇒ 5Gエリア化

※株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社の4者を指します。

# (1) 通信困難地域解消等に向けた計画策定支援事業 (事業概要)

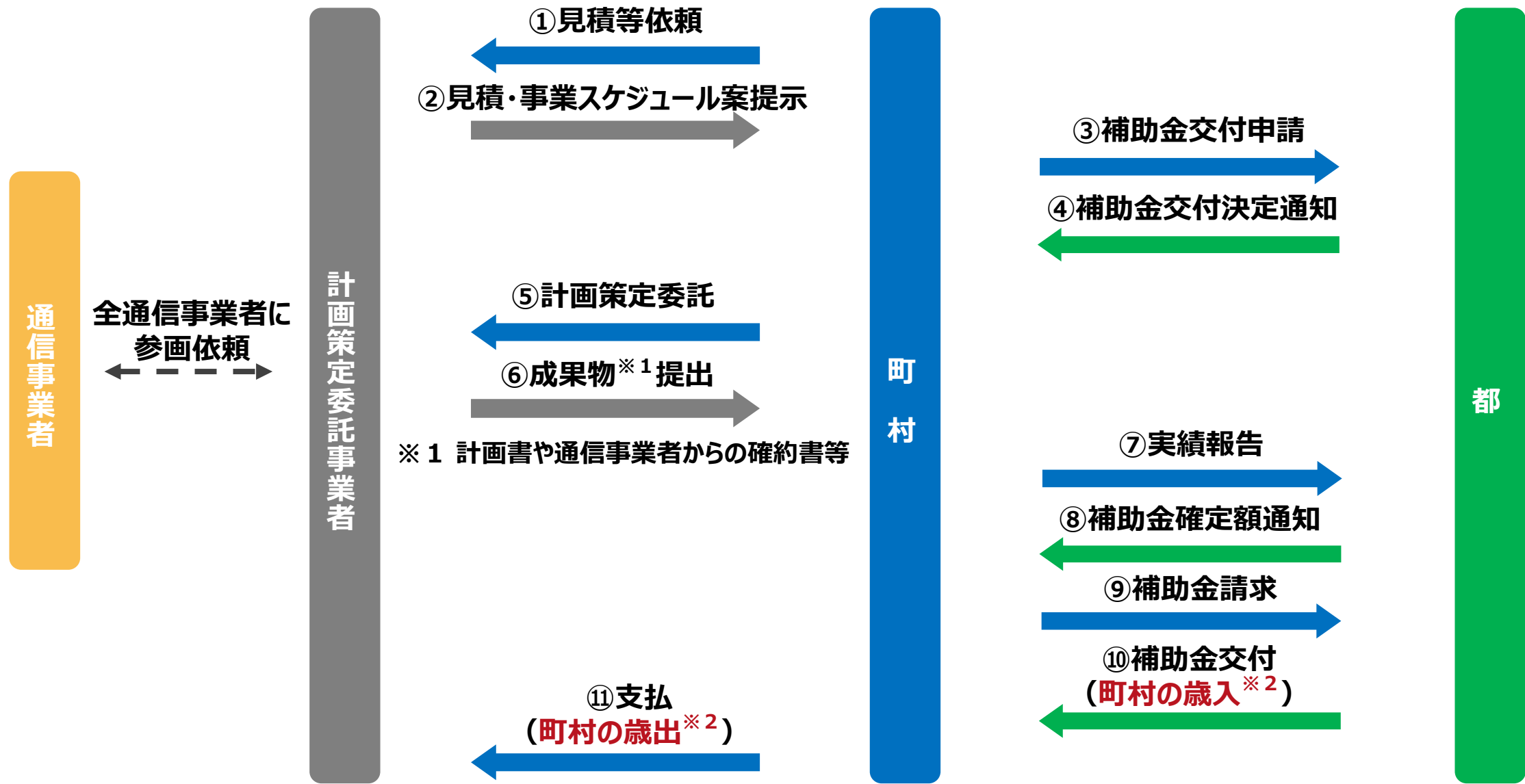
**説明** 携帯電話のアンテナ基地局を設置し、電波の届かない地域を減らす取組への補助金

事業概要	(1) 通信困難地域解消等に向けた計画策定支援事業	(2) 携帯電話等エリア整備事業														
補助対象	・今後「携帯電話等エリア整備事業」を活用することを前提に、整備計画を策定する場合に補助	・令和5年度に、国が実施する「携帯電話等エリア整備事業」を活用して、基地局施設（鉄塔等）を整備する場合に補助														
補助金額	・町村負担分を補助（1町村1件） 補助上限 3千万円/件	・町村負担分を補助（1町村1件） 補助上限 10千万円/件														
補助割合	・計画策定	・基地局施設整備事業														
R5年度	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>都</td> </tr> <tr> <td>10/10</td> </tr> </table>	都	10/10	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(通信事業者1社参画)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(通信事業者複数社参画)</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>都</td> <td>国</td> <td>都</td> </tr> <tr> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> </tr> </table>	(通信事業者1社参画)		(通信事業者複数社参画)		国	都	国	都	1/2	1/2	2/3	1/3
都																
10/10																
(通信事業者1社参画)		(通信事業者複数社参画)														
国	都	国	都													
1/2	1/2	2/3	1/3													



整備をこれから予定される町村は(1)、既に整備予定がある町村は(2)を選択可能です。

# (1) 通信困難地域解消等に向けた計画策定支援事業（事業スキーム）



※2 町村の負担金額は実質的に0円となりますが、歳入歳出予算(補正)が必要となります。

# (1) 通信困難地域解消等に向けた計画策定支援事業（役割分担）

	計画策定委託事業者	町村	都
①見積等依頼	・町村へのヒアリング	・エリア化希望地域の検討 ・事業者からのヒアリング等対応	・町村へ事業者の紹介 ・町村と事業者の調整補助
②見積・事業スケジュール案提示	・見積・事業スケジュール案作成	・見積・事業スケジュール案確認	・町村と事業者の調整補助
③補助金交付申請	—	・補正予算編成 ・都へ補助金交付申請書提出	・申請内容審査
④補助金交付決定通知	—	・補助金交付決定通知内容確認	・補助金交付決定通知送付
⑤計画策定委託	・町村との受託契約締結	・事業者との委託契約締結	・委託仕様書（案）の雛型提供 ・町村と事業者の調整補助
⑥成果物等提出	・成果物（計画書等）提出 ・経費明細提出	・事業者からの提出物確認	・町村と事業者の調整補助
⑦実績報告	—	・都へ実績報告提出	・実績報告内容審査
⑧補助金確定額通知	—	・補助金確定額通知内容確認	・補助金確定額通知送付
⑨補助金請求	・請求書送付	・都へ補助金請求書提出	・補助金請求書内容審査
⑩補助金交付	—	・補助金受領（歳入処理）	・補助金交付
⑪支払	—	・支払（歳出処理）	—

# (1) 通信困難地域解消等に向けた計画策定支援事業（委託内容等）

委託内容	
●電波状況調査 <small>（都が実施する電波測定調査とは内容が異なります。）</small>	
●計画策定	
・設置場所	
・施設構造	
・スケジュール	
・費用見積	
・通信事業者の利用確約	
●計画書作成	

計画書内容
●電波状況調査結果（概要、詳細）
●施設等設置場所
●サービスエリアの想定図
●施設等設計詳細
●伝送路専用線の概略図
●整備スケジュール
●整備費用見積
●通信事業者の利用確約状況

携帯電話等エリア整備事業  
補助金申請書へ



※計画書様式は委託仕様書雛形に添付する予定です。



## (2) 携帯電話等エリア整備事業 (事業概要)

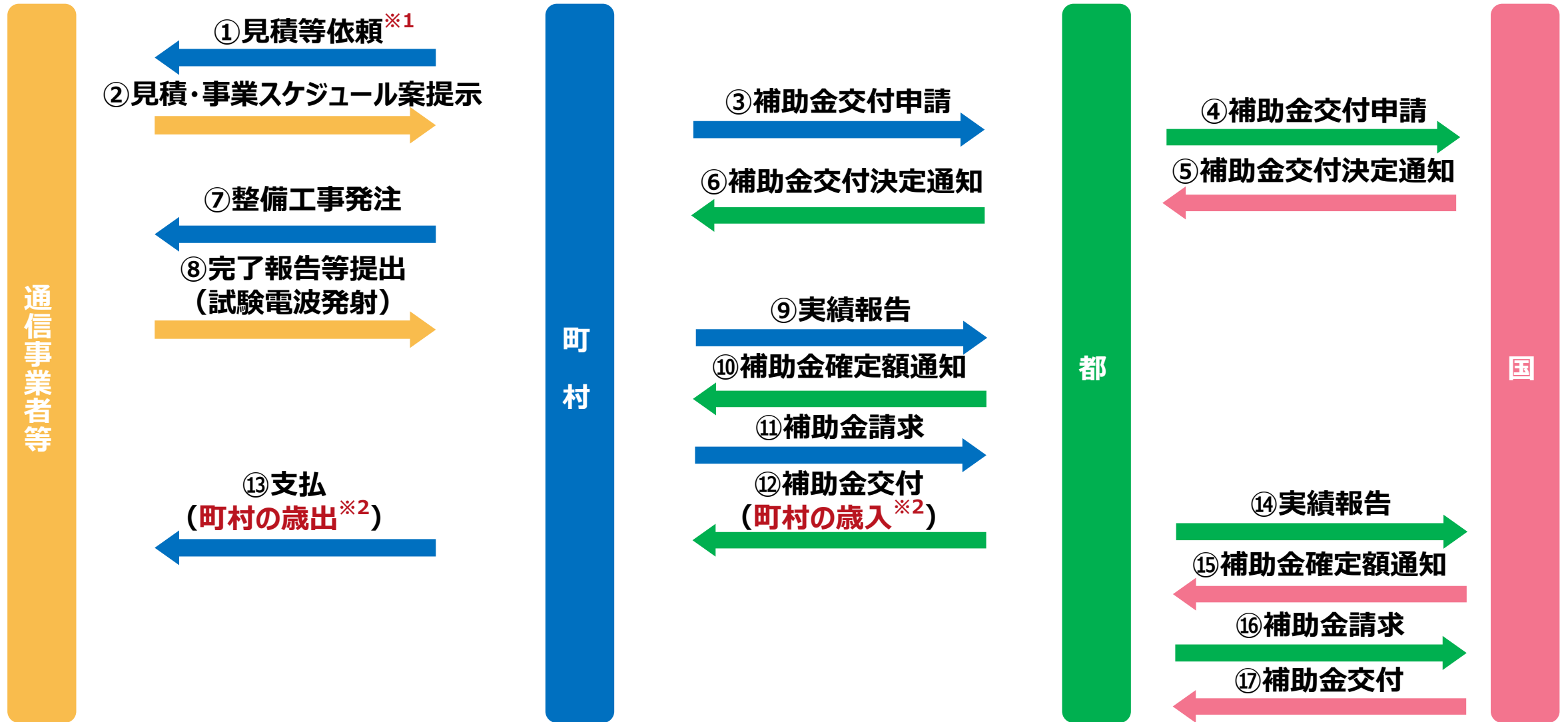
**説明** 携帯電話のアンテナ基地局を設置し、電波の届かない地域を減らす取組への補助金

事業概要	(1) 通信困難地域解消等に向けた計画策定支援事業	(2) 携帯電話等エリア整備事業														
補助対象	・今後「携帯電話等エリア整備事業」を活用することを前提に、整備計画を策定する場合に補助	・令和5年度に、国が実施する「携帯電話等エリア整備事業」を活用して、基地局施設（鉄塔等）を整備する場合に補助														
補助金額	・町村負担分を補助（1町村1件） 補助上限 3千万円/件	・町村負担分を補助（1町村1件） 補助上限 10千万円/件														
補助割合	・計画策定	・基地局施設整備事業														
R5年度	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>都</td> <td>10/10</td> </tr> </table>	都	10/10	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(通信事業者1社参画)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(通信事業者複数社参画)</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>都</td> <td>国</td> <td>都</td> </tr> <tr> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> </tr> </table>	(通信事業者1社参画)		(通信事業者複数社参画)		国	都	国	都	1/2	1/2	2/3	1/3
都	10/10															
(通信事業者1社参画)		(通信事業者複数社参画)														
国	都	国	都													
1/2	1/2	2/3	1/3													



整備をこれから予定される町村は(1)、既に整備予定がある町村は(2)を選択可能です。

## (2) 携帯電話等エリア整備事業（事業スキーム）



※1 通信事業者から確約書受領のため、東京都が支援させていただきます。

※2 町村の負担金額は実質的に0円となりますが、歳入歳出予算（補正）が必要となります。

## (2) 携帯電話等エリア整備事業 (総務省事業)

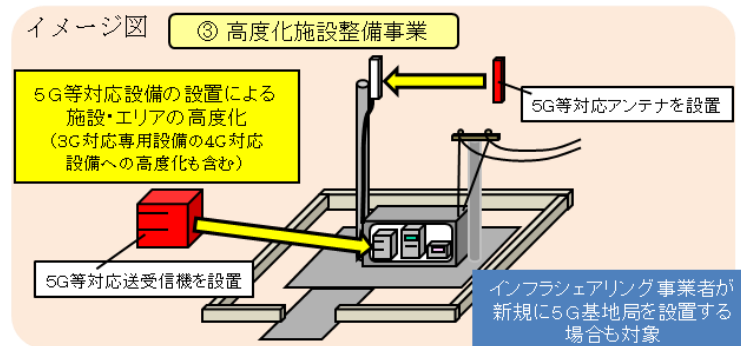
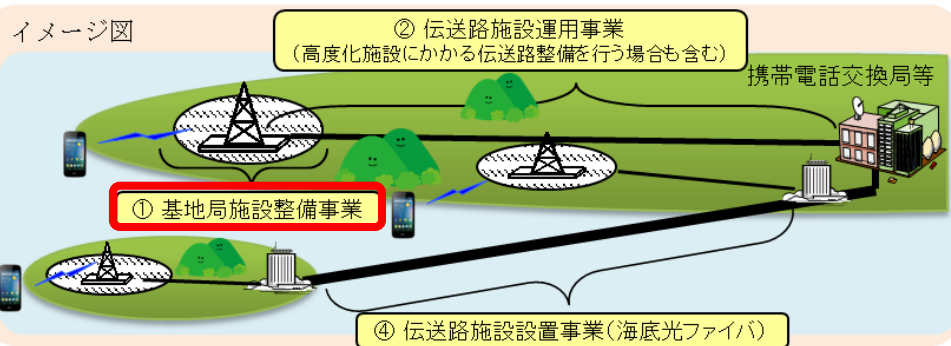
地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島など)において携帯電話等を利用可能とするとともに、5G等の高度化サービスの普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保することを目的とする。

### 施策の概要

令和4年度予算案 1,500百万円  
 令和3年度補正予算額 1,301百万円  
 (令和3年度当初予算額 1,514百万円)

事業名	事業内容	事業主体	補助率
① 基地局施設整備事業	圏外解消のため、携帯電話等の基地局施設を設置する場合の整備費を補助	地方公共団体	【1社参画の場合】 国 1/2 都道府県 1/5 市町村※1 3/10 【複数社参画の場合】 国 2/3 都道府県 2/15 市町村※1 1/5 ※1:地方自治法等に基づき一部は携帯電話事業者において負担
② 伝送路施設運用事業	圏外解消又は高度化無線通信を行うため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を整備する場合の運用費を補助	無線通信事業者/インフラシェアリング事業者 ※2	【圏外解消用 100世帯以上】 【高度化無線通信用 1社整備の場合】 国 1/2 無線通信事業者等 1/2 【圏外解消用 100世帯未満】 【高度化無線通信用 複数社共同整備等の場合】 国 2/3 無線通信事業者等 1/3
③ 高度化施設整備事業	3G・4Gを利用できるエリアで高度化無線通信を行うため、5G等の携帯電話の基地局を設置する場合の整備費を補助	無線通信事業者/インフラシェアリング事業者 ※2	【1社整備の場合】 国 1/2 無線通信事業者等 1/2 【複数社共同整備等の場合】 国 2/3 無線通信事業者等 1/3
④ 伝送路施設設置事業	圏外解消のため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を設置する場合の整備費を補助	地方公共団体	国 2/3※3 離島市町村 1/3 ※3:財政力指数0.3未満の有人国境離島市町村(全部離島)が設置する場合は4/5、道府県・離島以外市町村の場合は1/2、東京都の場合は1/3

※2、本事業において、インフラシェアリング事業者とは、自らは携帯電話サービスを行わず、専ら複数の無線通信事業者が铁塔やアンテナなどを共用(インフラシェアリング)して携帯電話サービスを提供するために必要な設備を整備する者をいいます。



# モバイル通信ネットワーク環境整備事業（補助対象経費）

## （１）通信困難地域解消等に向けた計画策定支援事業

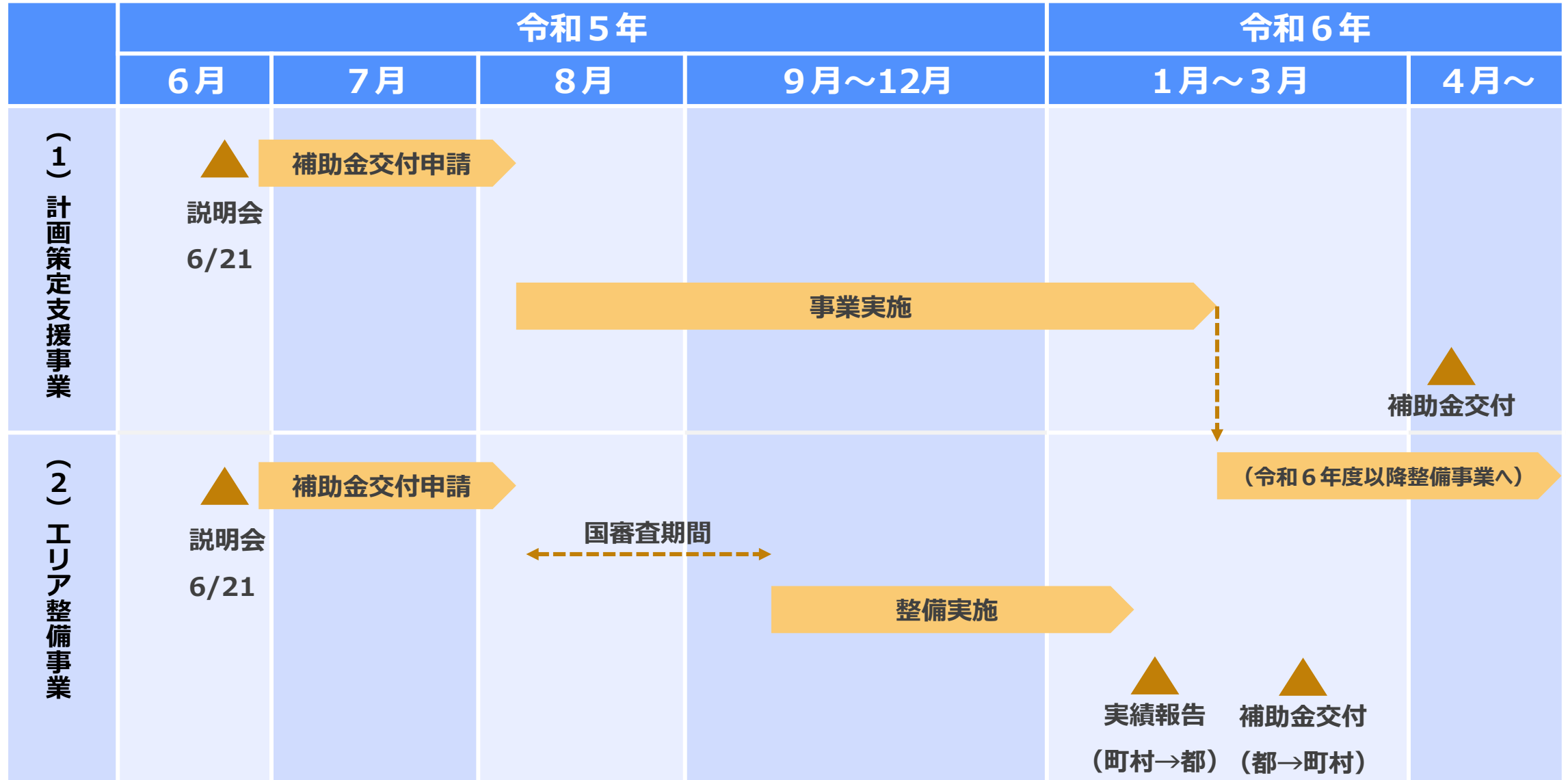
計画策定費	・整備事業の計画策定に係る経費
調査費	・計画策定に係る調査、測量等の経費

## （２）携帯電話等エリア整備事業

施設・設備費	・無線通信に必要な施設・設備の設置に要する経費 （鉄塔、局舎、伝送用専用線、ケーブル等）  ・附帯施設の設置に要する経費 （電柱、屋外照明施設、マンホール等）  ・附帯工事費
用地取得費・道路費	・施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費 （土地造成費を含む）  ・附帯工事費

※ 補助金交付決定前に発生した費用は、補助対象経費に含まれませんので、ご注意ください。

# モバイル通信ネットワーク環境整備事業（スケジュール）



※ 補助金交付申請の締切はありませんが、(1)は年度内に事業を完了、(2)は2月28日までに都へ実績報告を提出する必要があります。

# 事業実施にあたっての都の支援

■ 本事業を進める上で、都から以下の支援をさせていただきます。

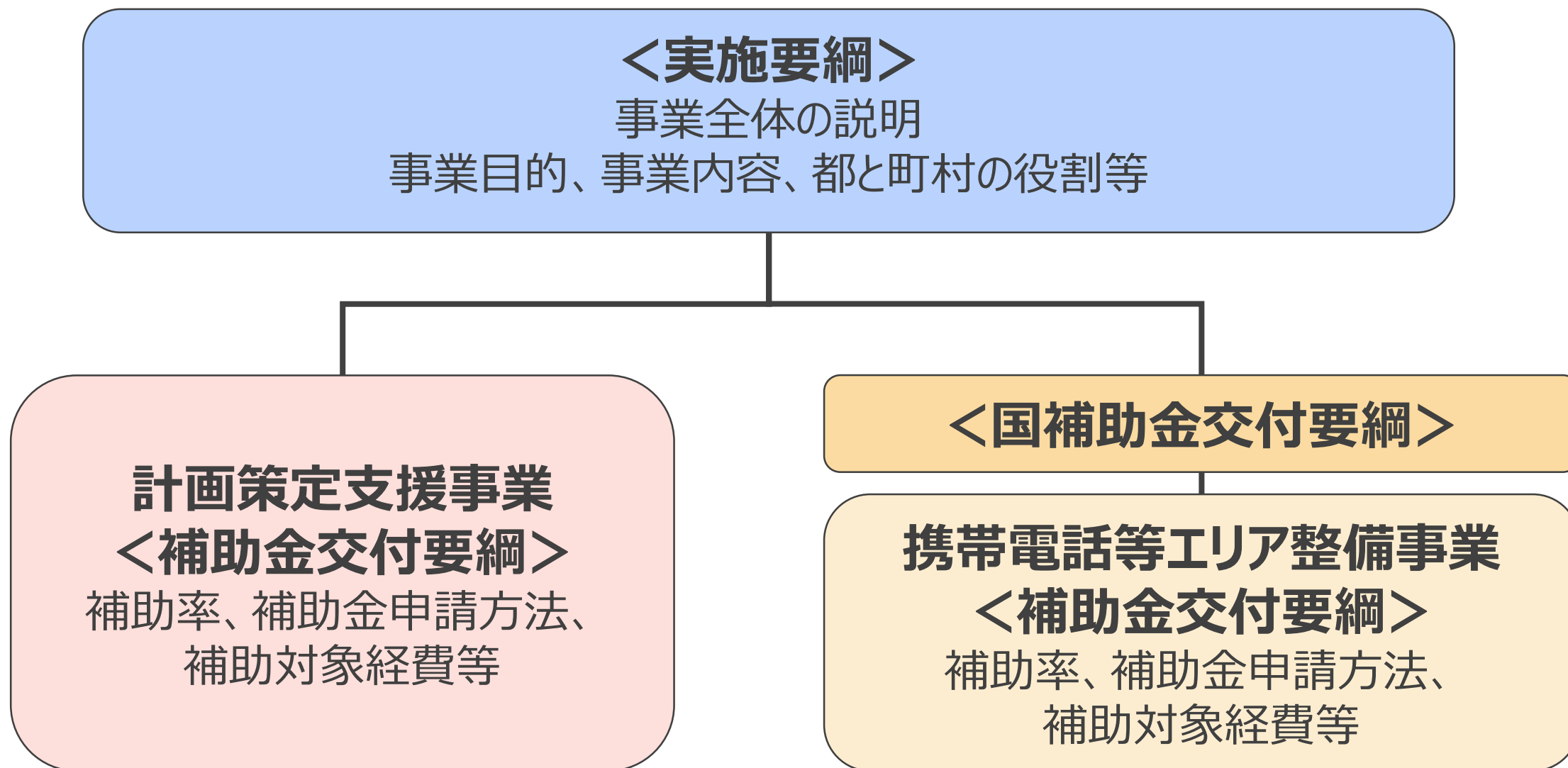
① 計画策定委託候補事業者や通信事業者のご紹介

② 計画策定委託仕様書（案）の雛型をご提供

③ 事業者との調整補助（打合せへの同席等）

※その他、ご要望等がありましたら、都担当者までご連絡ください。

# (参考) 要綱体系図



# 質問・問合せ先

- 本事業の実施要綱と各補助金交付要綱は以下のHPに掲載します。

[https://www.digitalservice.metro.tokyo.lg.jp/tokyodatahighway/island\\_mobile.html](https://www.digitalservice.metro.tokyo.lg.jp/tokyodatahighway/island_mobile.html)

- 本日の説明会の内容及び本事業に関するお問合せは、下記担当者にご連絡ください。

東京都デジタルサービス局デジタルサービス推進部つながる東京推進課

担当：渡邊、鈴木、上野、隅地

メール：[S1100303@section.metro.tokyo.jp](mailto:S1100303@section.metro.tokyo.jp)